

平成20年1月31日

運営調整部会のあり方について 第4検討部会

平成19年11月7日に開催された第一回運営調整部会において、運営調整部会の役割について、副部会長の選任について、運営調整部会で検討すべき事項の3点について、各検討部会で検討するように求められました。

第4検討部会で検討した結果、次の通りまとめましたので報告いたします。

1. 運営調整部会の役割について

- ・事務局から提出されている「運営調整部会の役割について(事務局提案)」の記載されている6項目に加えて、次の1項目を追加する。

「全体会に諮るべき項目、全体会のスケジュール、その他議案を全体会に提出すること」

2. 副部会長の選任について

- ・副部会長の選任は速やかに行う。
- ・副部会長の数は2名とする。
- ・副部会長の選任方法は、運営調整部会の委員の互選(立候補)による。
- ・また、学識経験者、知識経験者、各種団体、公募の別にとらわれずに選出する。

3. 運営調整部会の議題について

- ・以下の諸点を当面の検討課題とする。

運営調整部会の運営と開催方法の再確認・全体のスケジュールの作成について  
自治基本条例の制定過程に関する市民参加の手法について  
専門部会の設置について

以上